

八代市総合計画策定基本方針

1. 法的な位置づけ（根拠）

地方自治法第2条第4項において規定

「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、それに即して行うようにしなければならない。」

2. 総合計画の名称、構成及び目標年度

(1) 名 称 「八代市総合計画」

(2) 構 成

総合計画はまちづくりの基本理念を示す「基本構想」、これに沿ってより具体的な施策の内容を明らかにする「基本計画」及び、毎年度の実施事業等を掲げる「実施計画」により構成します。

基本構想

性 格 地方自治法第2条第4項に規定される構想で、本市のまちづくりの方向性を示す計画

内 容 時代の潮流やまちづくりの課題などを踏まえ、まちづくりの基本理念、将来像、将来指標を明らかにし、これらを実現するための「施策の大綱」を示します。

計画期間 10年

その他 議会議決の対象となります。

基本計画

性 格 基本構想を策定した市における行政計画の最上位計画

内 容 基本構想に想定される「施策の大綱」等を実現するための具体的な「施策大綱ごとの計画」を明らかにします。

計画期間 5年（前期5ヶ年、後期5ヶ年により構成）

実施計画

性 格 基本計画に掲げられる事業・施策を実施していくための年度計画・財政計画

内 容 毎年度実施する事業・施策を掲げます。

計画期間 3年（ローリング方式により毎年度見直し）

(3) 目標年度

平成29年度を目標年次とし、20年度から29年度までの10年計画。

(4) 計画の構成案

1. 基本構想

総合計画の意義

構成と目標年次

まちのあゆみと地域の特性

まちづくりの基本目標

- ・ 基本理念
- ・ 将来像
- ・ 将来指標
- ・ 土地利用と都市構造

施策の大綱

構想実現に向けての取組み

参考資料

- ・ まちづくり地域別ワークショップの状況
- ・ 市民意識調査
- ・ 一般市民から公募した考え方
- ・ 策定審議会への諮問及び答申等

2. 基本計画

前期計画を20年度から24年度、後期計画を25年度から29年度とする。

基本計画が目指すもの

構成と目標年次

施策大綱ごとの計画

- ・ 基本目標
- ・ 施策の体系
- ・ 施策

住民参加のまちづくり

主要事業

この総合計画は新市建設計画を基礎とし、さらに、新たな市民ニーズを踏まえ、発展させた計画として、社会経済情勢の大きな変化に的確に対応し、中長期的視野に立った計画的かつ安定的な行政運営を行っていくことによって、新しい都市像を実現するための総合的な方針や具体的裏づけのある実効性の高い施策を示したものとすることを総合計画素案策定の方向性とする